電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議 「出版者への権利付与に関する事項」に関する議論の整理(案)

1. 基本的な考え方等

- デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍化を含む出版物の多様な利用が想定される中、その円滑な利用と流通の促進が図られることが重要である。
- 「出版者への権利付与」に係る検討にあたっては、当該権利付与が出版契約や、 電子書籍を含む出版物の流通過程に与える影響や各国の動向についての調査・分析 を実施することが重要である。
- 上記の点を踏まえ、本検討会議においては、諸外国の出版者の権利に係る法制度 についての調査や出版者に対するヒアリングを行った上で、「出版者への権利付与」 について多角的に検討を行った。

2. 「出版者への権利付与」をめぐる現状等について

本検討会議では、「諸外国の著作権法等における出版者の権利及び出版契約に関連した契約規定に関する調査研究」の結果や出版者の具体的見解を聴取することにより、「出版者への権利付与」をめぐる現状を把握することに努めてきた。今回、本検討会議において把握された当該現状の概要等は以下のとおり。

(1)諸外国の出版に係る状況について

①法制度に係る状況について

- ・著作権法において「発行された版の印刷配列」、「著作物の発行された版」の複写に 係る権利を発行者に付与。(英、豪)
- ・ 著作権法において排他的被許諾者に訴権を付与。(英、豪、米)
- ・出版法において出版権(排他的権利)を出版者に付与。(独)

②契約実務の状況について

・出版契約において出版者が著作権(出版のみならず二次利用を含む)の譲渡を受ける事例が多い。(英、米、独、仏、伊、西)

(2) 国内の出版に係る状況について

①紙媒体の出版に係る契約の状況について

- ・一般的には、出版権設定契約または出版許諾契約(二次利用に関しては優先権、窓口権)の割合が高い。
- 著作権の譲渡を内容とした契約は割合として低い。
- ・紙面等による契約書を作成しない契約も少なからず存在する。

②電子書籍に係る契約の状況について

- ・出版契約の際に追加的な条項として、あわせて電子書籍に係る契約を結ぶ事例が多い。
- ・電子書籍について、独自に契約を結ぶ事例も存在する。

(3) 出版物に係る権利侵害行為に関する状況について

- ・海外に多くの悪質サイトが存在しており、短時間の侵害行為でも被害は甚大となることを踏まえると、著作者が個々に当該行為に対応することは困難である。
- ・通常、出版者は権利者ではないため、直接的な対応を取ることは困難である。
- ・侵害者の多くが個人であるため、損害賠償を請求しても実際に十分な賠償がなさ れることは期待できない。
- ・著作権者、出版者は著作権侵害の被害(利益の逸失と市場の喪失)と検索、削除、 訴訟等、侵害対策のコストで二重の負担を強いられている。

(4) 出版者から示された権利付与に係る要望

【権利付与の必要性について】

- 出版者への権利付与によって、著作物の複合体である出版物の権利処理においては、著作者の意向を正確に反映した出版者に主体的な権利処理を行うインセンティブが与えられ、出版物のより円滑な流通が可能になり、著作者の利益につながる。
- 個々の著作者が対応せざるを得なかった権利侵害についても、出版者が自ら迅速かつ実効性のある実質的な対応ができるようになり、結果として著作者の権利保護に寄与する。
- 出版者の投資回収の保護を図ることで、より積極的な投資を誘導し、電子書籍 販売の伸張等、出版コンテンツの豊富な流通が実現できる。その結果、著作者の 創作基盤が安定し、知の拡大再生産が実現していく。

【付与されるべき権利の内容について】

保護の対象 :発行された出版物、当該出版物の制作のために生成されたデータ

及び当該出版物から派生したデータ。

保護の享受者:上記出版物を発意と責任をもって発行した者。

保護の始期 : 当該出版物が発行されたとき。

権利の範囲 :複製権、譲渡権、貸与権、公衆送信権(送信可能化を含む)。

3. 「出版者への権利付与」の意義、必要性について

「出版者への権利付与」の意義、及びその必要性を判断するためには、当該権利付与が電子書籍の流通と利用の円滑化に与える影響を考慮することが必要である。この点、電子書籍の流通と利用の円滑化ための必要条件として考えられる「電子書籍の流通と利用の促進」と「出版物に係る権利侵害への対抗」の2つの観点から「出版者への権利付与」がどのように評価されるかが重要であり、本検討会議ではこの点を中心として検討が行われた。

なお、「出版物に係る権利侵害への対抗」については、<u>侵害に対して迅速な対応を図る必要</u>があることから、権利付与以外の対応方法についても、あわせて検討することが重要との認識の下に検討が行われた。

(1)「電子書籍の流通と利用の促進」の観点について 【権利付与の必要性に係る意見】

- 権利付与により、出版者に対して出版物に係る権利情報の管理を含めて主体的に 権利処理を進めるためのインセンティヴが与えられ、出版者が主体となって当該権 利処理が進むこととなり、我が国における出版物の円滑な利用が促進される。
- 権利付与により、出版者の投資回収に対する保護が図られることとなり、出版者の資産として出版物を活用すること(既存の紙媒体の出版物の電子書籍化を含む)や、電子書籍ビジネスに係る長期的なプランの策定及び投資スキームの構築などを含め、出版者による電子書籍ビジネスへの更なる進出が促進される。
- 出版物の権利処理の促進にあたり、出版者が集中的な権利処理のための体制整備を行うこととなれば、当該権利処理は格段に進むこととなり、電子書籍市場の一層の発展が見込まれる。

【権利付与に対する指摘】

- 出版者が権利を持つことは新たに権利者が増えることであり、円滑な権利処理に対する懸念を生じさせるものであるとともに、独自に電子書籍の製作を進めている中小事業者等の新しいプレーヤーの電子書籍市場への進出を阻む可能性も含んでおり、既存の出版物に係る流通体制の保護につながりかねないものであると考えられる。
- 「出版者への権利付与」の可否の判断にあたっては、当該権利付与による電子書籍市場全般に係る経済的、社会的な影響に対する検証が必要である。
- 「出版者への権利付与」については、電子書籍の製作や流通に係る中小事業者や 配信事業者、一般の利用者(読者)の意見を踏まえた上で検討を行うことが必要で ある。
- 現時点では、電子書籍の流通の促進の観点でも権利付与の必要性が明らかではな く、現行制度内における契約処理の促進などによる対応を図った上で、必要に応じ て別途対応策を検討することも重要ではないか。

(2)「出版物に係る権利侵害への対抗」の観点について 【権利付与の必要性に係る意見】

- 出版物に係る権利侵害状況は深刻であり、一刻も早い対応が必要である。
- 個々の著作者が主体的に違法出版物への対応を図ることは困難であり、この点からも出版者が独自に対抗措置を実施できるようになることは重要である。
- 権利侵害については、緊急に対応が必要であるのに対し、新たな制度を創設する ことについては様々な意見があることから、現実的な対応を図ることが重要である。

【権利侵害への対抗措置について】

検討会議においては、権利侵害への対抗措置として「出版者に対する隣接権の付与」 とともに、それ以外の対応方法として、ア)~オ)が示された。

①出版者に対する著作隣接権の付与による対応

- 著作隣接権の付与により、出版者による権利侵害への確実な対応が図られる。
- ・ 著作隣接権の付与にあたっては、隣接権によって保護される「対象」や認め られるべき「権利」について検討することが必要である。
- ・ 「出版者への権利付与」が実現したとしても、現状においては、海外における権利侵害への対応は困難であると考えられる。

②現行制度における対応

ア) 債権者代位権の行使による対応

- ・ 裁判実績の観点からは実効性について懸念があるが、出版者主導で訴訟を提 起することが可能であるとの意見が学説上は優勢である。
- ・ 訴訟の提起等にあたっては、著作者(権利者)との協調が必要とされ、その ための調整を要する。

イ) 著作権の(一部)譲渡等による対応

- ・ 原則的に出版者に著作権を(全部)譲渡することについては、著作者として も消極的な側面もあり、従来の出版業界における慣行とは一致しない。
- ・ 著作権を一部譲渡、共有することによっても、権利行使は可能であり、期限 等の条件付き譲渡などの可能性を含め著作者との調整を行うことは可能ではな いか。

ウ) 他の制度(著作権法以外)に基づく対応

- ・ 著作権法以外の現行制度に基づいた対抗措置を図ることも侵害対策として重要であると考えられる。
- ・ 上記の点については、例えば、日本書籍出版協会などが「プロバイダ責任制限法」に基づく信頼性確認団体となり、違法にアップロードされた出版物に対して、著作権者と協力をし、削除要請を行うことなどが考えられる。

・ しかしながら、信頼性確認団体による違法出版物に係る取組の結果は、各プロバイダの違法著作物に対する対応の在り方に左右されてしまい、確実性に欠ける面もある。

③制度改正を伴うもの(著作隣接権の付与以外のもの)

エ) 「出版権の規定」の改正による対応

- ・ 原則的に、出版物ごとに契約によって出版権を設定することとなるが、権利 侵害の対抗措置としては有効である。
- ・ なお、「出版権の規定」の改正にあたっては、「電子書籍の定義」などについて整理することが必要であり、適切な制度設計のための丁寧な検討が必要である。

オ) 出版物に係る権利保全のための規定の創設による対応

・ 著作権法第 118 条を参考に著作物の発行者が、著作者にかわって権利侵害への対応を図ることを可能とする規定を著作権法上に創設することも考えられるのではないか。

4. まとめ

- 本検討会議では、「出版者への権利付与」の意義やその必要性について、主に「電子書籍の流通と利用の促進」の観点及び「出版物に係る権利侵害への対抗」の観点から検討を行ってきた。
- 本検討事項については、前述のように、権利付与を積極的に肯定する意見とともに、一定の検証や代替え措置の可能性などについて十分に検討を行うべきであるといった種々の意見が示されており、当該権利付与をめぐる状況等の整理においては一定程度の進捗が見られたものの、権利付与の可否について一定の方向性が明確に示されるまでには至っていないものと考えられる。
- したがって「出版者への権利付与」については、今後、当該権利付与が電子書籍の製作、流通及び利用の実態に与える影響を含めた<u>電子書籍市場全般に与える影響について、多角的な検証を関係者間において行った上で、電子書籍市場の今後の展開を一定程度見据えるとともに、国民各層に渡る幅広い立場からの意見を踏まえた検討を行うことが適当である。</u>
- なお、「出版者への権利付与」の根拠の1つとして主張されている「出版物に係る権利侵害への対抗」については、今後の電子書籍市場の健全な発達における喫緊の課題であることから、3. (2) ②に掲げられているような現行制度において実施可能な方策について、関係者間で協議を行うことが必要である。

(以上)